

<論 文>

台湾における人格権法の発展動向

陳 聡 富 *

訳：小 田 美佐子 **

The Development Trend of Personality Rights under Taiwan Law

Tsung-fu Chen

Translator: Misako Oda

The scope of personality rights has significantly expanded over the past decades under Taiwan's civil law. The Taiwan Civil Code was revised in 1999 to enhance the protection of personality rights, particularly the interests associated with personality. Concurrently, Taiwanese courts have consistently broadened the interpretation of personality rights to provide compensation for victims of infringements. Firstly, the courts have interpreted the interest in personality to encompass the right to live in a tranquil home environment. Secondly, the right to bodily integrity has been extended from objective to subjective infringements, and psychological health is safeguarded even in the absence of a diagnosed medical condition. Thirdly, the freedom of choice under free will is protected in cases where victims experience coercion, menace, or duress. Additionally, the Constitutional Court has ruled that fingerprints are protected under privacy laws.

Keywords : privacy of fingerprint, the interest in residential tranquility , the right to a healthy environment, the right to body , the proprietary aspects of personality rights

キーワード : 指紋プライバシー権、居住安寧の利益、健康権、身体権、人格権の財産的性質

* 台湾大学法学院講座教授

** 立命館大学法学部教授

はじめに

台湾民法は、1929年の制定当初、その18条において、「人格権が侵害された場合には、裁判所に対してその侵害の除去を請求することができる。前項の場合においては、法律に別段の定めがある場合に限り、損害賠償又は慰謝料を請求することができる」旨を規定していた。同条にいう「人格権」について、その立法理由は、「人格権とは、個人が有する私権、すなわち生命、身体、名誉、自由、氏名、身分及び能力等に関する権利である」と説明している。また、当時の民法19条は、「氏名権を侵害された者は、裁判所に対してその侵害の除去を請求し、併せて損害賠償を請求することができる」旨を規定していた。さらに、民法195条は、「他人の身体、健康、名誉又は自由を違法に侵害した場合には、被害者は、財産上の損害が生じていない場合であっても、相当額の賠償を請求することができる。名誉が侵害された場合には、名誉回復のための適当な処分を請求することもできる」旨を規定していた。

以上からすれば、台湾民法において明文上保護の対象とされていた人格権は、当初、生命、身体、健康、名誉、自由及び氏名に限られていた。しかし、学説は、法解釈を通じて人格権保護の範囲を拡張し、肖像権については身体権の一部として、貞操権については身体権、自由権又は名誉権の一部として、信用権については名誉権の一部として、それぞれ保護し得ると解してきた。さらに、声に対する侵害、例えば無断録音等についても、不法行為の成立を認め得ると解されていた（戴修讚、1978。胡長清、1964。鄭玉波、1983。王伯琦、1997）。

台湾民法における人格権保護の拡大という観点からみれば、最も重要な法改正の一つが、1999年の民法195条の改正である。同改正後の民法195条は、「他人の身体、健康、名誉、自由、信用、プライバシー、貞操を違法に侵害し、又はその他の人格法益を違法に侵害し、その情状が重大であるときは、被害者は、財産上の損害でなくとも、相当額の賠償を請求することができる」旨を規定した。

この改正は、信用、プライバシー及び貞操等の人格権を新たに明文で保護対象に加えたのみならず、「その他の人格法益を違法に侵害し、その情状が重大であるとき」という包括条項を新設した点に重要な意義を有する。これにより、人格権の保護範囲を人格法益まで拡張した。

本稿は、台湾における人格権法の近時の発展動向について、主として裁判実務に現れた具体的事例を題材として検討し、人格権をめぐる憲法上の諸問題、人格権の保護範囲の拡大、人格権の財産的性質について論ずるものである。

一. 人格権をめぐる憲法上の争点

1. 指紋プライバシー権の保障

1997年当時の台湾戸籍法は、国民身分証の受領に際して指紋押捺に応じることを義務づける

とともに、その指紋記録を保存する旨を定めていた。この規定が国民のプライバシー権を侵害するか否かについて、司法院釈字第603号解釈（2005年）は、当該戸籍法の規定を違憲と判断した。同解釈は、まず、「指紋は重要な個人情報であり、個人が自己の指紋情報を自主的にコントロールする権利は、情報プライバシー権として保障される。また、国民身分証の発給の可否は、国民の基本的権利の行使に直接影響を及ぼす」とした。その上で、戸籍法が国民身分証の受領に際して指紋押捺を義務づけ、その記録を保存することとした規定について、「実質的には指紋の押捺及びその記録の保存を強制するものであるにもかかわらず、これを国民身分証の発給要件とする目的が戸籍法上明文化されておらず、憲法が保障する国民の情報プライバシー権の趣旨に合致しない」とした。さらに、仮にその目的が、国民身分証の偽造、なりすまし及び不正使用の防止、ならびに行旅病人、迷途した認知症者及び身元不明死体等の身元確認にあるとしても、指紋押捺及びその記録の保存を国民身分証の発給要件とすることは、達成される公益と侵害される私益との間の均衡を失するものであり、その手段は過剰であって、比例原則に適合しないとした。

2. 謝罪広告

民法195条1項後段は、名誉権が侵害された場合について、非財産的損害の賠償請求に加え、「名誉回復のための適当な処分を請求することができる」旨を規定している。その立法理由は、「身体、健康、名誉、自由を侵害された者は、財産上の損害でなくとも、相当額の賠償金（慰謝料）を請求することにより、その利益の保全を図ることができるものとする。ただし、名誉を侵害された場合において、金銭賠償のみでは十分な救済を受けることができない者については、名誉回復に必要な処分、例えば、新聞への謝罪広告の掲載等を命ずることができる」と説明している。

謝罪広告を名誉回復のための適当な処分として命ずることは、加害者の「表意しない自由」を制約するという憲法上の問題を提起する。このような処分が憲法に適合するか否かについては、憲法11条が保障する言論の自由との関係から、大法官解釈¹⁾及び憲法裁判所の判決において判断が示されてきた。大法官釈字第656号解釈の事案において、被告である雑誌社は、その発行する週刊誌に、「スキャンダルを煽り、阿扁²⁾と密かに闘争を繰り広げているのは、意外にも呂秀蓮である」とする記事を掲載した。当時、副総統の地位にあった呂秀蓮氏は、当該記事が事実と反し、自己の名誉を毀損するものであるとして、名誉回復のため、被告らに対し、謝罪声明を18社の新聞に3日間連続して掲載するとともに、14社のテレビ局においてこれを読み上げて放送すること、さらに、判決書全文を18社の新聞に掲載し、14社のテレビ局及び8社のラジオ局においてその全文を読み上げて放送することを求めて提訴した。これに対し、裁判所は、被告らに対し、「謝罪声明」ならびに当該判決の主文及び理由を4社の新聞に掲載することを命ずる判決を言い渡した。

当該「謝罪声明」を命ずることが憲法に適合するか否かについて、司法院釈字第 656 号解釈（2009 年）は、「いわゆる名誉回復のための適当な処分として、判決により加害者に公開謝罪を命ずる場合、加害者に自らを辱めさせる等、その人格の尊厳を害する事情を伴わない限り、憲法 23 条の比例原則に違反せず、憲法が保障する表意しない自由にも抵触しない」との判断を示した。大法官は、次のような認識を示している。すなわち、表意しない理由は多岐にわたるが、そのうち、道徳、倫理、正義、良心及び信仰等に関する内心の信念や価値観に関わるものは、国民の内面的な精神活動及び自己決定権に関係し、個人の主体性を維持するとともに、人格の自由かつ完全な発展を実現する上で不可欠なものであり、人格の尊厳の維持とも密接な関係を有する。もっとも、合理的な範囲内において、加害者の費用負担により、事実を明らかにする声明を掲載すること、被害者の勝訴判決を告知すること、又は判決書の全部若しくは一部を新聞に掲載すること等の手段を講じても、被害者の名誉を回復するに足りない場合には、裁判所が判決により加害者に公開謝罪を命じ、これを名誉回復のための適当な処分とすることは、必要な程度を逸脱するものではない。他方で、加害者に公開謝罪を求めることが、自らを辱めさせる等、その人格の尊厳を害する事情を伴う場合には、名誉回復のために必要な程度を逸脱し、国民の表意しない自由を過度に制約するものとなる³⁾。

同解釈は、表意しない自由を保障する観点から、いわゆる「限定合憲解釈」の立場を採用した。すなわち、裁判所が加害者に公開謝罪を命ずることが許容されるのは、当該謝罪命令が、加害者に自らを辱めさせる等、その人格の尊厳を害する事情を伴わない場合に限られる。また、事実を訂正する声明の掲載や判決書の新聞への掲載等によっても、被害者の名誉を十分に回復することができない場合に限って、公開謝罪を命ずることが認められるとした。

しかしながら、その後、憲法法院 111 年憲判字第 2 号判決（2022 年）は、釈字第 656 号解釈が示した上記の限定合憲解釈を変更し、「民法 195 条 1 項後段にいう、名誉を侵害された者が請求し得る名誉回復のための『適当な処分』には、裁判所が判決により加害者に謝罪を命ずることは含まれない」と判示した。その主な理由は、以下の二点に整理することができる。

第一に、裁判所が判決により加害者に謝罪を命ずることは、憲法が保障する言論の自由の趣旨に反する。同判決は、この点について、次のように判示している。「強制的な公開謝罪という手段は、沈黙を許さず、一定の表明を強制するものであり、これによって国民は自己否定的な言論を表明することを余儀なくされるため、言論の自由に対する干渉の程度は明らかに強い ... 強制的な公開謝罪は、国民が自己の意見又は価値的立場を表明するか否か、さらには、それをいかなる方法で表明するかという自己決定に直接干渉するものである。それは、単なる客観的事実の陳述に関する表現にとどまるのではなく、明らかに価値の高い言論内容に対する干渉に該当する ... 加害者が自然人であるか法人であるかを問わず、強制的な公開謝罪は、表現するか否か、及びいかなる方法で表現するかという、その自主的な決定に介入し、言論の自由を制約するものである。さらに、加害者が報道機関である場合には、その報道の自由をも

制約する可能性があり、ひいては、報道機関が担う民主主義の健全な発展や公共的思考・議論等の重要な機能に影響を及ぼすおそれがある」。

第二に、加害者が自然人である場合、裁判所が判決により加害者に謝罪を命ずることは、憲法が保障する思想の自由の趣旨に反する。同判決は、この点について、次のように判示している。「強制謝罪は、国民に対し、その真意に反し、かつ自己の良心や価値的信念等に反する意思の表明を強制するものである。個人が他者に対して誠実に自己の過ちを認め、謝罪するか否かは、個人の内心における信念及び価値観に関わる問題である。加害者が自然人である場合、強制謝罪は、国民の消極的な表意しない自由を直接制約するのみならず、さらに、個人の良心や理念等に関する内面的な精神活動及び価値判断に関わる思想の自由に干渉するものである。沈黙を許さず、一定の意見表明を強制することは、裁判所による法的判断を、加害者自身による自己に対する道徳的判断へと強制的に転化させるものであり、これによって自己否定、さらには自らを辱めるという負の効果をもたらす。その結果、謝罪を強制された者の内面的な思想、良心及び人格の尊厳を必然的に害することとなり、ひいては、憲法が自然人に保障する思想の自由の趣旨を侵害するものである」⁴⁾。

他人の名誉が侵害された場合に、被害者が加害者に対して新聞への謝罪広告の掲載を請求し得るか否かについては、各国の法制度に相違がみられる。英米及びドイツには、謝罪広告を命ずることを明示的に定めた規定は存在しないのに対し、日本及び韓国には、これに関連する規定が設けられている。もっとも、日本の最高裁判所が謝罪広告を命ずることを合憲と判断したのに対し、韓国の憲法裁判所は、強制謝罪を違憲と判断しており、その憲法上の評価は異なっている。また、中国民法は、「賠礼道歉」⁵⁾を民事責任の負担方式の一つとして明文で規定しており、その適用範囲は名誉権侵害の場合に限定されるものではない（王澤鑑、2013年）。これに対し、台湾民法は、名誉権侵害に対する救済として「名誉回復のための適当な処分」を認めているものの、憲法法廷 111 年憲判字第 2 号判決は、裁判所が判決により加害者に謝罪を命ずることは、その表意しない自由及び思想の自由を侵害するとし、「本人の真意に基づかない謝罪は、実質的には謝罪とはいえない」との理由により、これを違憲とした。このように、加害者に新聞への謝罪広告の掲載を強制することの憲法適合性をめぐっては、各国の法制度のみならず、その背景にある法文化や基本権観の相違が反映されていると考えられる。とりわけ、台湾の憲法法廷が、個人の意思や内心の信念に関わる表意しない自由及び思想の自由を重視し、本人の真意に反する意思表示を国家が強制することを否定したのは、台湾の法文化が、東アジアにおける伝統的な名誉回復の観念にとどまらず、欧米の自由主義的な基本権保障の理念から強い影響を受けて発展してきたこととも無関係ではないであろう。

二. 人格権保護範囲の拡大

1. 居住の安寧・居住品質に係る人格法益

民法 195 条 1 項は、「その他の人格法益を違法に侵害し、その情状が重大である」場合には、加害者が非財産的損害の賠償責任を負う旨を規定している。この包括条項を適用して新たな人格法益を認めた初期の重要なものが、最高法院 92 年度台上字第 164 号判決である。同判決は、「居住の安寧」を人格法益として認め、その侵害の情状が重大である場合には、被害者が非財産的損害の賠償を請求し得ることを明らかにした。

事案の概要は、以下のとおりである。原告甲と被告乙は、同一建物の 7 階に居住していたが、乙は、同建物の屋上に花壇、建造物及び機械室等を増設した上、機械室内に空調用コンプレッサーを設置した。当該コンプレッサーは昼夜を問わず稼働し、継続的に騒音を発生させていたことから、甲は非財産的損害の賠償を請求した。

最高法院は、「そもそも、他人の居住区域において、一般人の社会生活上受忍し得る限度を超える騒音を発生させることは、他人の居住の安寧という人格法益を不法に侵害する行為というべきである。そして、その情状が重大である場合には、被害者が民法 195 条 1 項の規定に基づき、相当額の賠償を請求することを妨げない」と判示した⁶⁾。

次に、従来、主として財産権侵害の問題として捉えられてきた家屋の損傷に関する事案においても、人格法益の侵害を理由として加害者の損害賠償責任を認める裁判例が現れており、台湾の裁判実務における人格権保護の拡大傾向が明確にみてとれる。

桃園地方法院 99 年度訴字第 101 号判決の事案は、原告甲と被告乙が同一建物内に居住していたところ、甲が所有する 3 階の住宅の台所、寝室、居間及び浴室等に、相次いで複数箇所の漏水、壁面の劣化及び亀裂が生じたというものである。これらの損傷は、乙が所有する 4 階の住宅に設置された配管の老朽化に伴う漏水に起因するものであった。

桃園地方法院は、「原告は、その居住する家屋について一定の居住品質を享受し得るものであり、居住の安寧及び安全に関する権利を有する。原告が居住する 3 階住宅に、被告が所有する 4 階住宅の配管の老朽化に起因する漏水が生じた以上、被告は当然にその修繕義務を負うものである。そして、原告が居住する 3 階住宅に生じた漏水による損害と、被告が修繕義務を尽くさず、その管理に不備があったこととの間には、相当因果関係が認められる。したがって、被告は、過失により原告の居住の安寧及び安全に関する権利を侵害したものであり、民法 195 条の規定に基づき、原告に生じた損害について賠償責任を負うべきである」と判示した。

原告所有の建物に漏水や亀裂等が生じた場合、本来、建物所有権の侵害として捉えられるものであり、原告は、民法 767 条及び 184 条の規定に基づき、侵害の排除を請求し、これによって原状回復を図ることができる。しかし、所有権侵害という法的構成のみでは、原則として、精神的苦痛を理由とする非財産的損害の賠償を請求することはできない。これに対し、本件に

において裁判所が「居住の安寧及び安全に関する権利」の侵害という法的構成を採用したことは、従来、財産権侵害として捉えられてきた家屋の損傷を人格法益の侵害としても評価することにより、原告に民法195条に基づく非財産的損害賠償請求を認めることを可能にしたものと評価することができる。

さらに、最高法院は、公法上発展してきた環境権の概念を私法領域に取り込み、これを人格法益の一つとして保護するに至っている。最高法院108年度台上字第2437号判決は、そのような展開を示す重要なものである。本件の事案の概要は、以下のとおりである。被告は鍛造工場を営み、自動車用ホイールをはじめ、アルミニウム、マグネシウム及びチタン等の合金製品を製造していたが、その操業に伴い、騒音を発生させるとともに、黒煙及び廃水を排出していた。これにより、近隣住民である原告8名に、不眠、高血圧、皮膚の掻痒、アレルギー性鼻炎、急性咽喉炎、上気道感染症等の症状が生じた。そこで、原告らは、騒音の発生及び煙の排出の差止め、精神的苦痛を理由とする慰謝料の支払を求めて提訴した。

最高法院は、次のように判示した。「環境権は人格権に由来し、人格権から派生する人格法益である。環境権は、自然環境の保護及び維持を目的とし、公益性を有するとともに、公法的性質を有するものであるが、環境法に関する各種立法を通じて、一般人が人間らしい生活を営むのに適した環境を享受することを保障し、人間の生命、身体及び健康等を保護するものとして、すでに具体化されている。このように具体化された環境権の享有主体は一般人であり、原則として、特定の者に帰属する私法上の法益ではない。しかし、特定の区域に生活する特定可能な者は、環境権関連立法を通じて、快適かつ安寧な生活環境を享受することが保障される。そして、このような利益は、当該特定可能な者が享有する人格的利益であって、私法上の法益としての性質を有し、民法による保護を受けるものである。民法793条及び800条の1は、このような生活環境上の利益を享有し得る主体の範囲をすでに明示的に画定している。その画定は一定の区域を基準として行われるものであり、これによれば、当該特定区域に生活する者は、このような人格法益を享有するものと解される。したがって、現行民法195条における権利・利益の主体及び保護の対象となる人格法益についても、同様に、特定区域に居住する者の居住の安寧及び生活環境に関する人格法益が含まれるものと解すべきである」。このように、最高法院は、一般人を享有主体とする公法的性質を有する環境権について、特定区域に居住する特定可能な者との関係では、居住の安寧及び生活環境に関する私法上の人格法益として具体化され得ることを認めた。その結果、原告らは、このような人格法益の侵害を理由として、民法195条に基づき、被告に対して精神的苦痛に対する慰謝料を請求し得ることとなる。

このほか、「中石化ダイオキシン汚染事件」においては、中石化会社が、製造過程で生じたダイオキシンを含む廃棄物を適切に処理せず、1982年の操業停止後も、五塩化フェノールナトリウム製品を工場敷地内に放置していた。その結果、五塩化フェノール及びダイオキシン等の汚染物質が、雨水による流出・浸透、又は排水路を通じた廃水の排出によって海水貯留池に流

入し、工場敷地周辺の土壌及び水域の底質が汚染されるに至った。被害者らは、長年にわたり、汚染された水域で採取された有毒な水産物を知らずに摂取し続けたことにより、血中のダイオキシン濃度が異常に上昇し、癌や糖尿病等を発症した。

最高法院 107 年度台上字第 3 号判決は、次のように判示している。「居住は、国民が生存するための基本的条件であり、生存権の内容を構成するものであることから、民法 195 条 1 項に規定する『その他の人格法益』に該当する。適正な居住品質とは、居住者に対し、安全性及びプライバシーが確保され、基本的な生活上の需要を満たす住宅空間を提供することにとどまらず、その住宅の周辺環境についても、居住者の生命の安全及び身体の健康に危害を及ぼすことなく、かつ、恐怖から免れて生活し得る条件を備えていることを要する。したがって、周辺環境を害し、他人の居住品質を侵害する行為が、一般人の日常生活において通常受忍すべき合理的な範囲、すなわち受忍限度を超える場合には、居住品質に関する人格法益を侵害するものというべきである。この場合、被害者は、民法 18 条及び最高法院 92 年度台上字第 164 号判決が示した法理に基づき、その侵害の排除を請求することができるほか、その侵害の情状が重大であるときは、民法 195 条 1 項の規定に基づき、相当額の非財産的損害賠償を請求することができる」。

中石化会社の不法行為により、台鹼安順工場周辺の土壌及び水域が汚染され、環境保護署が当該区域を汚染整備区域として公告したところ、被害者らは当該区域に隣接する地域に居住していたことから、その居住地において、一般人が社会生活上通常受忍すべき限度を超えるダイオキシン汚染にさらされていたものと認められる。したがって、被害者らの居住品質に係る人格法益は侵害されており、かつ、その情状も重大であることから、被害者らは、この人格法益の侵害についても、民法 195 条 1 項に基づき、慰謝料の賠償を請求することができる。

2. 身体権と健康権

身体権の侵害についてみると、従来、身体権は、身体の完全性を保護法益とする権利であり、他人の身体を傷害し、又は身体の内外に存在する有形の組織を毀損する行為を、その典型的な侵害態様としてきた。しかし、近年、台湾の裁判実務においては、重大な身体侵害を伴う事件を契機として、身体権の概念及びその保護範囲を次第に拡張する傾向がみられる。

その代表的な事例が、「RCA 労災事件」である。RCA 社は、1970 年から 1992 年に工場を閉鎖するまで、電子・電気製品を製造していたが、その製造過程で使用されていた化学物質には発癌性リスクがあったにもかかわらず、同社はこれらの化学物質を地表及び地下に流出させ、工場敷地内の土壌及び地下水を汚染した。その結果、同社の従業員らは、汚染された水源を飲用し、又は使用することにより、高濃度の有害化学物質に曝露され、癌その他の疾病を発症し、又はその発症が疑われる状態となり、さらには死亡に至る者も生じた。

最高法院は、身体権の意義について、身体権は身体及び器官の完全性のみならず、身体の自

主性をも包含するものと解し、次のように判示している。「いわゆる身体とは、人体の完全性を意味し、人格の基礎をなすものである。個人の主体性及び人格の自由な発展を維持するためには、身体の完全性は、身体及び器官等の完全性のみならず、身体の自主性をも包含するものと解すべきである。すなわち、各人は、自己の身体を自ら支配し、違法な侵害を受けない権利を有する。したがって、本人の同意を得ることなく、有害物質をその体内に侵入させ、それが一般人にとって客観的に受忍し得る程度を超える場合には、当然に身体の自主性に対する侵害に該当する。また、健康とは、心身の機能の状態を意味し、健康権は、身体内部の機能を完全な状態に保持することをその内容とし、生理的健康のみならず、心理的健康をも包含する。個人の自律及び人間の尊厳という価値理念を実現するためには、心の平穏や感情等の心理的健康に影響を及ぼす要素についても、健康権の保護範囲に含めるべきであり、他人がこれを恣意的に侵害することは許されない」。

本件において、最高法院は、次のように判示している。「被害者が長期間にわたり化学物質に曝露され、疾病の発症リスクが高まるとともに、将来疾病を発症する可能性に対する恐怖や不安を抱くに至った場合において、それが被害者個人の主観的な恣意、臆測又は想像によるものではなく、一般人が客観的に抱き得る通常かつ合理的な懸念又は心理的反応であるときは、疾病発症リスクの増大に起因する心理的損傷又は精神的苦痛は、心理的側面における健康権の侵害を構成する。このような健康権侵害の成立は、医学上認定される『疾病』が現実に発症していること、又は治療の必要性が認められることを要するものではない。また、有害な化学物質を飲用し、又は吸入したものの、生理的又は心理的な健康の毀損にまでは至っていない場合であっても、身体の自主性に対する侵害を構成する可能性がある」⁷⁾。

このように、最高法院は、身体権には「身体の自主性」が含まれると解し、本人の同意を得ることなく有害物質を体内に侵入させ、それが一般人にとって客観的に受忍し得る程度を超える場合には、身体の自主性に対する侵害が成立するとした。さらに、「化学物質を飲用し、又は吸入したものの、生理的又は心理的な健康の毀損に至っていない場合であっても、身体の自主性に対する侵害を構成する可能性がある」と判示している。このような身体の自主性という概念は、身体の有形的組織に対する侵害を中心としてきた従来の身体権概念を超えて、自己の身体に対する被害者の意思決定の自由をその保護内容に取り込むものであり、その性質上、「意思決定の自由」ないし「自己決定権」により近接するものと考えられる。もっとも、このような身体権概念を広く採用する場合には、身体権の保護範囲が過度に拡張されるおそれがある。例えば、被害者の意思に反して行われる殴打等の身体侵害行為については、身体の有形的組織に対する侵害であると同時に、身体の自主性に対する侵害をも構成することとなり、概念上、一つの行為について二つの異なる側面から身体権侵害を認めることになり得る。また、例えば、加害者が被害者の同意なく、その飲用水に健康被害を生じさせない程度の軽微な不純物を混入し、これを知った被害者に不安を生じさせた場合にまで、身体の自主性に対する侵害が成立す

るか否かについては、慎重な検討を要する。この点に関して、最高法院が、本人の同意なく有害物質を体内に侵入させたという事実のみでは足りず、それが「一般人にとって客観的に受忍し得る程度を超える」ことを要求したのは、身体の自主性に対する侵害の成立範囲を限定するための判断基準を設定したものと理解することができる。しかしながら、そもそも、その性質上、意思決定の自由ないし自己決定権に属すると考えられる「身体の自主性」を、身体権そのものの保護範囲に含めることが理論的に妥当であるかについては、なお疑問の余地がある。

健康権の侵害についてみると、従来、健康権は、身体内部の機能を完全な状態に保持することを内容とする権利であると理解され、生理的機能の毀損や精神疾患の発症は、いずれも健康権の侵害に該当するものとされてきた。これに対し、近年、台湾の裁判実務は、健康権の保護範囲を拡張する解釈を示している。すなわち、一方では、生理的健康に関する健康権の概念を拡張するとともに、他方では、心理的健康に関する健康権についても、その侵害の成立を精神疾患の発症に限定していない。具体的には、被害者に医学上認定される精神疾患の症状が現れていない場合であっても、疾病の発症リスクに対する合理的な不安や恐怖を抱く場合、さらには、心の平穏や情緒等の心理的健康に影響が及ぶ場合についても、健康権の侵害が成立し得るものと解している。

まず、生理的健康に関する健康権の保護範囲の拡大についてみると、台湾の裁判所は、健康に悪影響を及ぼし得る異常因子がすでに体内に存在し、又は細胞レベル若しくはそれ以下の段階において身体への損傷が生じている場合には、健康権の侵害が成立し得るものとし、必ずしも被害者に具体的な疾病の症状が現れていることを要しないとの立場を示している。

「民生別荘放射能汚染事件」において、放射能に汚染された建物の多数の所有者らは、原子力委員会が事前に放射性物質を含む鉄筋に対する管理を怠り、事後においても防護措置や改善措置について適切に告知する義務を尽くさなかったため、放射能に汚染された建物に7年もの長期間にわたり居住することを余儀なくされたとして、国家賠償を請求した。高等法院は、被害者らについて、「具体的な癌の症状又はその他の遺伝的症狀は現れていないものの、長期間にわたり放射線に曝露されたことにより、身体に異常を生じさせる因子がすでに体内に存在しており、潜伏期間の長短に応じて、将来的に放射線に起因する症状が順次現れる可能性がある。一般人と比較すれば、その体内にはすでに健康上の異常をもたらす因子が存在している以上、現時点において臨床上一般人と同様の状態にあり、又は具体的な症状が現れていないことのみをもって、その健康が侵害されていないと解することはできない」と判示した⁸⁾。

その後、「食品添加可塑剤事件」において、高等法院は、次のように判示している。「そもそも、可塑剤はいずれも有害な化学物質であり、人体の甲状腺、生殖器官、成長・発育及び免疫機能等に対して程度の異なる毒性作用を及ぼし、生殖ホルモンの減少や不妊等を引き起こす可能性がある…可塑剤が人体に取り込まれることにより、内分泌系に影響を及ぼし、又はその機能に異常を生じさせ、摂取者の身体的健康に悪影響を与える。可塑剤の摂取量が多量ではなく、

直ちに急性の重大な疾病を発症させるものではなく、かつ、その大部分が3日以内に尿又は便を通じて体外に排出される可能性があるとしても、その一部が体内に蓄積し、人体の健康に影響を及ぼし得る以上、可塑剤を含有する食品を摂取した消費者には、これによる損害が生じたものと認めることができる」⁹⁾。

前述の「RCA 労災事件」において、高等法院は、「巨視的損害」と「微視的損害」という概念を採用し、健康権における損害概念を拡張して、次のように判示している。「いわゆる『損害』については、現代医学、科学及び分子生物学の進歩、人身に関する法益に対する社会的関心の高まりに伴い、身体及び健康状態の毀損に関する理解と認定も、肢体の欠損又は器官の機能不全といった『巨視的損害』のみに限定されるものではなく、次第に、細胞機能の阻害、染色体、さらにはDNA配列の完全性の毀損といった『微視的損害』をも包含するものとなっている。とりわけ、環境不法行為又は有害物質による不法行為の被害者の場合、体内に生じた損害がしばしば細胞内に潜在しており、短期間のうちには顕在化せず、容易に察知することができない。例えば、長期間にわたる放射線への曝露又は有害物質との接触により、体内の細胞代謝に徐々に変化が生じ、細胞機能及びその基本構造が損なわれ、さらにはさまざまな変異が生じることがある。その結果、体内の癌遺伝子が活性化し、又は癌抑制遺伝子が損なわれ、組織・器官の損傷、全身の代謝異常、機能障害及び病理学的な形態変化等が生じ得るのであり、科学的研究によってこれらを証明することができる場合には、損害が生じていないと解することは困難である。被害者による損害の立証の困難を軽減し、個別事案における救済の公平を実現するため、台湾の裁判実務は、このような細胞レベル又は分子レベルにおける損害の概念を次第に承認するに至っている。すなわち、体内に健康上の異常をもたらす因子がすでに存在する場合には、現時点において臨床上一般人と同様の状態にあり、又は具体的な症状が現れていないことのみをもって、直ちに健康上の損害が存在しないと解することはできない。さらに、被害者が癌その他の疾病を発症する確率が一般人よりも高い場合には、そのことによって被害者に容易に払拭することのできない心理的重圧が生じ得るのであり、このような心理的負担もまた、心理的健康に対する侵害に該当し得る」¹⁰⁾。

次に、台湾の裁判実務は、心理的健康権の概念を積極的に拡張し、疾病の発症リスクに対する不安や恐怖をも、その保護範囲に含めている。「食用油混入偽装事件」において、正義社は、パーム油、魚油、牛脂又は豚脂を混入した飼料用油脂を食用油と偽り、これを原料として豚脂製品を製造・販売していた。高等法院は、次のように判示している。「当該油製品が人体に及ぼす影響は明らかではないものの、疾病の発症リスクが増大することを懸念し、心身に何らかの被害が生じることに恐怖を抱くことは、一般消費者に通常生じ得る反応である。したがって、消費者が心理的被害を受けたことについて、医療機関による証明を提出していない場合であっても、その心理面にはすでに負の影響が生じているものと認めるべきである。このような影響は、心理的健康の観点からみれば、その侵害を構成するものである。したがって、消費者団体が、

正義社の油製品を摂取したことにより、消費者に具体的な生理的症狀が生じ、又はその健康に現実の損害が生じたことを証明していないからといって、直ちに健康権に対する何らの侵害も存在しないと解すべきではない」¹¹⁾。

「中石化ダイオキシン汚染事件」において、最高法院は、次のように判示している。「健康権とは、身体内部の機能を完全な状態に保持することを内容とする権利であり、生理的機能のみならず、心理的機能をも包含する。本件被害者らの血液中には、程度の差こそあれ、高濃度のダイオキシンが存在しており、すでに癌又は2型糖尿病を発症した者について、その健康権が侵害されていることはいうまでもない。他方、疾病を発症していない者についても、ダイオキシンが一般に認められた発癌性物質であることからすれば、人体が合理的に受忍し得る程度を超えるダイオキシンが体内に存在することは、健康上の異常をもたらし得る因子がすでに存在することを意味する。そのため、生理的側面において、癌又は2型糖尿病を発症するリスクが一般人よりも高いのみならず、心理的側面においても、疾病発症の可能性による心理的負担から、自らが疾病を発症することに強い恐怖を抱き、又はその影響が後代に遺伝することを懸念することにより、健康を害する負の感情が生じ得る。したがって、このような者についても、その健康権が侵害されているものと認められる」¹²⁾。

以上にみた高等法院の各判決は、放射線汚染、食品への可塑剤の添加、食用油への不正な異物の混入、有害化学物質による汚染に関する事案において、具体的な症状が現れていない場合であっても、健康上の異常をもたらし得る因子が体内に存在し、それが人体の健康に影響を及ぼし得ることをもって、生理的健康に関する健康権の侵害が成立し得るとした。すなわち、健康権侵害の成立には、具体的な疾病症状又は現実の健康被害の発生を必ずしも要しないことを認めたのである。また、有害物質が体内に存在することにより、癌その他の疾病を発症するリスクが一般人よりも高まり、それが被害者にとって容易に払拭することのできない重大な心理的負担となる場合には、心理的健康に関する健康権の侵害をも構成し得るとした。

さらに、高等法院は、健康権が生理的健康と心理的健康の双方を包含することを強調するとともに、生理的健康に関する健康権の保護範囲についても、肢体の欠損又は器官の機能不全といった「巨視的損害」に限定されるものではなく、細胞機能の阻害、染色体、DNA配列の完全性の毀損といった「微視的損害」をも包含するものとした。このような「細胞レベル又は分子レベルにおける損害」という概念を提示したことは、健康権侵害における損害概念を大きく発展させるものであり、法学上注目すべき創見であると評価することができる（吳志正、2009年）。

以上の検討から明らかなように、台湾の裁判実務は、従来、身体の有形的・客観的な完全性を中心として理解されてきた身体権の概念を拡張し、自己の身体に対する意思決定に関わる「身体の自主性」をも、その保護範囲に包含するに至っている。また、健康権についても、その保護範囲は、生理的健康と心理的健康の双方において拡張されている。すなわち、生理的健康に

については、具体的な疾病の発症や身体機能の現実的な毀損を要することなく、健康上の異常をもたらし得る有害物質が体内に侵入している状態や、細胞レベル又は分子レベルにおける損害についても、健康権侵害を構成し得るものとされている。他方、心理的健康についても、精神疾患の発症を必要とせず、疾病を発症する可能性に対する被害者の合理的な不安や恐怖、さらには容易に払拭することのできない重大な心理的負担についても、その保護範囲に含まれるものと解されている。このように、台湾の裁判実務は、身体及び健康に関する客観的・物理的な完全性の保護を中心としてきた従来の権利概念から、身体に対する自己決定や、疾病発症リスクに伴う心理的負担等、権利主体の主観的側面をも重視する権利概念へと、その保護範囲を拡張していると評価することができる。

3. 意思決定の自由

民法 184 条にいう「権利」には自由権が含まれる。ここにいう自由権は、身体活動の自由のみならず、精神活動の自由をも包含するものである。とりわけ、被害者が詐欺又は強迫を受けた場合には、その意思決定の自由に対する侵害を構成し得るのであり、通説では、このような行為が不法行為責任を成立させ得ることについては、異論をみない（戴修讚、1978。胡長清、1964。鄭玉波、1983。孫森焱、2020）。

最高法院は、詐欺により納骨堂の売買を誘引した事件において、「民法 184 条 1 項後段が保護しようとする法益は、表意者の意思表示の形成過程における自由である ... 詐欺による不法行為が、故意に善良の風俗に反する方法をもって他人に損害を加えるという要件に該当する場合には、被害者は、民法 184 条 1 項後段に基づき、加害者に対して不法行為による損害賠償責任を追及することができる」と判示している¹³⁾。また、高等法院は、詐欺による株式売買事件において、「行為者が重要な取引情報を隠匿し、表意者を錯誤に陥らせて株式を売却させ、これによって損害を生じさせる行為は、他人の意思決定に対して詐術を用いるものであり、他人の自由権を侵害する」と判示した¹⁴⁾。したがって、このような場合には、被害者は損害賠償を請求し得る。

ここで問題となるのは、民法第 195 条にいう「自由」に、意思決定の自由が含まれるか否かである。換言すれば、精神活動の自由が侵害された場合に、被害者が同条に基づき慰謝料の賠償を請求し得るかが問題となる。意思の自由という概念は極めて広範であるため、民法 195 条による非財産的損害賠償の対象を意思決定の自由の侵害にまで拡張するならば、慰謝料請求の範囲が際限なく拡大し、その濫用を招くおそれがある。その結果、社会共同生活において通常甘受すべき一定の不利益についてまで慰謝料請求が認められることとなり、円滑な社会生活を阻害するおそれもある。さらに、例えば、他人の家宝を毀損した場合には、原則として被害者に慰謝料請求権が認められないにもかかわらず、同じ家宝を詐取した場合には、意思決定の自由の侵害を理由として加害者に慰謝料賠償責任を負わせるとすれば、両者の間に著し

い価値評価の不均衡が生じることとなる（詹森林、1998。王澤鑑、2013。黃松茂、2022）。以上の理由から、原則として、被害者の意思決定の自由が侵害された場合であっても、そのみを理由として民法 195 条に基づく慰謝料の賠償を請求することはできないと解すべきである。

もっとも、意思決定の自由の侵害については原則として慰謝料請求が認められないという基本原則には、二つの例外がある。第一は、意思決定の対象となる事項が、身体、健康、性、個人情報等の人格法益と密接に関わる場合である。その具体例としては、患者の自己決定権、生殖に関する自己決定権、性的自己決定権及び情報自己決定権等が挙げられる。これらの自己決定権は、単なる一般的な意思決定の自由にとどまるものではなく、その決定の対象が、患者の身体権又は健康権、生殖に関する身体及び健康上の利益、性的自己決定に関わる身体的・人格的利益、又は個人情報に関するプライバシー権等の人格法益と直接かつ密接に関連するものである。そのため、このような場合には、例外的に自己決定権そのものが人格法益として保護され、その侵害について、民法 195 条に基づく慰謝料の賠償を請求し得るものと解されている（管靜怡、2022）。

第二は、加害行為の態様及びその違法性が重大である場合である。学説では、詐欺又は強迫は、意思決定の自由を侵害し、被害者に精神的苦痛を生じさせるものであることから、その侵害について慰謝料賠償責任を認めるべきであるとする見解が主張されている（孫森焱、2020。鄭玉波、1983。史尚寬、1983）。筆者は、意思決定の自由の侵害について慰謝料賠償責任が成立するか否かについては、加害行為の違法性の程度をも考慮して判断すべきであると考えている。とりわけ、意思決定の自由は、その概念が広範であり、その外延も必ずしも明確ではない上、日常の社会生活において他者の行為による影響を受ける可能性が常に存在する。そのため、その保護範囲を過度に拡張すれば、他者による正当な権利・利益の行使を不当に制約し、円滑な社会共同生活を阻害するおそれがある。したがって、意思決定の自由の侵害について慰謝料賠償責任を認めるべきか否かは、加害者の行為態様及び被害者の意思決定の自由が侵害された程度を考慮して判断すべきであり、一律に論ずることはできない。

裁判実務においては、加害者の行為が刑法 304 条の強制罪を構成する場合には、被害者の意思決定の自由を侵害するものとして、慰謝料賠償責任を認める裁判例がみられる。例えば、①加害者が他人の学習塾の経営を妨害する目的で、消防訓練を装い、学生らが授業を受けている教室の外で、教室の木製扉を叩いたり蹴ったりした上、拡声器を用いて大声で叫び、騒音を発生させた事案¹⁵⁾、②加害者が布を詰める方法により、被害者の住居のトイレに設置された污水管の排出口を塞ぎ、約 7 か月間にわたりトイレの衛生設備を使用不能にした事案¹⁶⁾がある。これらの事案において、裁判所は、加害者の行為が「他人の身体活動及び精神活動の自由を違法に妨害し、一般社会通念上容認し得ない程度に達している」として、被害者の自由権侵害を認め、加害者に慰謝料賠償責任を負わせた。

加害者の行為が刑法 305 条の脅迫安全危害罪を構成する場合についても、同様に、自由権の

侵害を理由として慰謝料賠償責任を認める裁判例がみられる。例えば、①加害者が被害者に対し、「お前は死にたいのか」、「お前は大勢の人間に殴られたことがないのか」、「俺には、お前を殴りがっている友人が大勢いる。分かっているのか」等と述べた事案¹⁷⁾、②遺産をめぐる争いにおいて、息子が母親に対し、「お前の4人の娘はそんなに偉いのか。娘たちを全員呼び戻して一緒に食事をし、4人を一度に刃物で殺し、お前もついでに殺してやる」等と述べた事案¹⁸⁾、③加害者が、自宅のある9階に漏水が生じたことを理由として、10階の排水主管を破壊して排水を遮断した上、被害者に対し、10階のトイレ用配管を封鎖する旨を告げた事案¹⁹⁾等が挙げられる。

強迫によって意思決定の自由が侵害された場合についても、裁判所は、慰謝料賠償責任を認めている。例えば、加害者が午前3時頃、銃器を携帯して理髪店に赴き、被害者を誘拐しようとしたものの、被害者の通報を受けた警察官が現場に到着したため、未遂に終わった事案がある。この事案において、裁判所は、次のように判示している。「いわゆる他人の自由の侵害とは、他人の身体活動の自由を奪い、又はその行動の自由を制限する場合に限られるものではない。暴力又は強迫という手段により、他人の意思決定に影響を及ぼし、又はその心身に威嚇を加えて危害を生じさせることも、自由に対する侵害に含まれる」²⁰⁾。

詐欺によって財物を取得された事案については、裁判所は、原則として慰謝料賠償責任を否定している。例えば、被害者が詐欺集団による電話詐欺に遭い、17,912円を指定された口座に送金した後、詐欺集団の構成員に対して損害賠償を請求した事案において、裁判所は、「詐欺によってなされた意思表示は瑕疵ある意思表示ではあるものの、意思を自律的に決定する可能性を完全に欠くものではなく、暴力又は強迫を受けて意思表示を行った場合における精神的自由が制約された状態とは異なる」として、被害者の慰謝料請求を棄却した²¹⁾。

以上の検討から、他人の意思決定の自由を侵害した場合において、暴力、強迫によって被害者の内心が強制され、畏怖の念を生ずる等、その意思決定の自由が著しく妨げられ、一般社会通念上受忍し得る限度を超えるに至ったときは、加害者に慰謝料賠償責任を認めるべきである。これに対し、一般的な詐欺による財産取得行為については、被害者の意思決定に瑕疵が生じているとしても、なお一定の意思決定の自由が残されていることから、原則として、意思決定の自由の侵害のみを理由とする慰謝料請求は認められないと解すべきである。

三. 人格権の財産的性質

1. 人格権の譲渡

個人がその氏名又は肖像について財産的利益を有する場合、このような利益は、氏名又は肖像等の商業的利用を他人に許諾し、広告その他の商業的活動に利用させることによって、はじめて具体的な経済的価値として顕在化し、実現されることが少なくない。そこで問題となるの

は、人格権に由来する財産的利益が譲渡の対象となり得るか否か、すなわち、個人が、その氏名、肖像その他の人格的特徴から生ずる商業上の経済的利益を契約によって他人に譲渡し、譲受人が当該財産的利益の主体となり得るかという点である。この点について、米国法は肯定的な立場を採っており、個人はそのパブリシティ権を他人に譲渡することができ、譲受人はこれによって排他的権利を取得し、第三者による侵害行為の差止めを請求するとともに、当該侵害によって生じた損害の賠償を請求することができるとされている（王澤鑑、2013）。これに対し、ドイツ法の通説は、氏名権及び肖像権は人格と不可分に結びついた権利であることから、これを譲渡することはできないと解している。もっとも、一部の裁判例においては、人格権に由来する経済的利益は人格権者本人から分離することが可能であり、譲渡の対象となり得るとの見解も示されている（王澤鑑、2013。王怡蕓、2023）。

この点について、台湾の通説は、人格権が一身専属の性質を有することを根拠として、氏名権と肖像権はいずれも譲渡することができないと解している（王澤鑑、2013。王怡蕓、2023）。台湾の裁判所²²⁾も、「氏名権と肖像権は人格権の一種であり、高度の属人性を有することから、『譲渡』の対象となり得ない。譲渡は終局的な処分行為であり、権利者が当該権利を終局的に喪失することを意味するため、人格権の属人的性質とは相容れない」と判示している（王澤鑑、2013年）。

2. 人格権の許諾利用

もっとも、権利者は、他人に対し、その氏名又は肖像を商業活動に利用することを許諾することができる。ここで問題となるのは、第一に、利用許諾契約の締結後、被許諾者がさらに第三者に対して当該氏名又は肖像の利用を再許諾することができるか否かであり、第二に、第三者が許諾の対象となった氏名又は肖像を無断で利用した場合に、被許諾者が当該第三者に対して侵害行為の差止めを請求し、又は損害賠償を請求することができるか否かである。

人格権の利用許諾契約がいかなる法的効力を有するかについては、債権的効力説と物権的効力説との対立がある。債権的効力説によれば、権利者が他人に対してその氏名又は肖像の利用を許諾したとしても、それによって生ずるのは当事者間の債権関係にすぎず、当該利用許諾は第三者に対する対抗力を有しないとされる（王澤鑑、2013）。台湾花蓮地方法院 96 年度訴字第 200 号判決は、この見解を採用し、次のように判示している。「この利用許諾契約は、単に債権的効力を有するにとどまり、物権的効力を有するものではない。すなわち、被許諾者は、氏名権者又は肖像権者から、その氏名又は肖像を利用することを許諾されるにすぎず、これによって氏名権又は肖像権そのものの権利主体となるものではなく、第三者又は他の被許諾者による利用を排除し、これらの者に対抗し得る権利を取得するものでもない。無権利者が権利者の氏名又は肖像を利用した場合には、当該権利主体又はその相続人のみが侵害の排除を請求することができるのであり、被許諾者は、債権の相対的効力の原則により、債権的効力を有するにす

ぎない利用許諾契約をもって、当該無権利者に対抗することはできない」。

本件は、甲が「花蓮曾家手作り餅」の創始者であり、その息子である原告に対して自己の氏名及び肖像の使用を許諾していたところ、甲の娘婿である被告が、甲の同意を得ることなく、その氏名及び肖像を使用して、インターネット上で自己の販売する手作り餅の宣伝を行ったという事案である。そこで、原告は、被告の行為が甲の氏名権及び肖像権を侵害するものであるとして、被告に対し、甲の氏名と肖像の使用の差止め及び損害賠償を請求した。これに対し、裁判所は、原告が甲からその氏名及び肖像の使用許諾を受けていたとしても、それによって氏名権又は肖像権そのものの権利主体となるものではなく、第三者に対して排他的権利を行使し得る地位を取得するものでもないとして、被告に対し、甲の氏名及び写真を、その製造若しくは販売する商品又は広告物に使用することの差止めを求める請求、ならびに損害賠償請求のいずれについても理由がないと判示した。

債権的効力説によれば、被許諾者は、権利者の氏名又は肖像を適法に利用することができるにとどまり、第三者に対してその利用を再許諾することはできず、第三者による侵害行為に対して、自らその差止めを請求することもできない。そのため、この見解は被許諾者にとって著しく不利であるのみならず、人格権に由来する経済的利益の商業的利用が広く行われている現代の取引実態にも十分に対応し得ないという問題がある。これに対し、ドイツの通説は、物権的効力説を採用し、権利者は、他人に対して人格権に由来する経済的利益の利用を許諾することができ、かつ、この利用許諾には物権的効力が認められると解している。このような法的構成により、被許諾者には独立した法的地位が保障され、自己の名において当該利益を擁護し、その権利を行使することが可能となる。もっとも、人格権に由来する経済的利益の利用許諾は、人格の尊厳に関わる核心的価値と抵触するものであってはならない。権利者は、他人に対して自己の人格的特徴の利用を許諾したからといって、その人格的自律を全面的に放棄するものではなく、被許諾者もまた、当該利用許諾を根拠として、権利者の人格的利益を侮辱し、又はその名誉を毀損するような態様で利用することは許されない（王怡蘋、2023）。

ドイツの通説を参酌すれば、人格的特徴の利用許諾契約については、著作権法 37 条 3 項と 45 条の規定を類推適用することが考えられる。専属的利用許諾の場合、被許諾者は、許諾された範囲内において人格的特徴を排他的に利用し、さらに第三者にその利用を再許諾することができる。他方、権利者は、専属的利用許諾の対象となった範囲内では、自ら当該専属的利用許諾の対象となった範囲内では、自ら当該人格的特徴を利用して経済的利益を取得することができない。また、第三者による無断利用等の侵害があった場合には、被許諾者は、自己の名において、侵害行為の差止め及び損害賠償を請求することができる。これに対し、非専属的利用許諾の場合、被許諾者は、許諾された範囲内で人格的特徴を利用する権限を取得するにとどまり、第三者に対してその利用を再許諾し、又は他者による利用を排除する権限を有しない。したがって、第三者による無断利用等があった場合であっても、被許諾者は、自ら侵害行為の差止め又

は損害賠償を請求することはできないと解される（王怡蕓、2023）。

おわりに

指紋情報に関するプライバシー権及び謝罪広告をめぐる問題は、憲法裁判所による違憲審査の対象となり、人格権保障が憲法上の基本権保障と密接に関わることを示している。他方、時代の変遷と社会の発展に伴い、台湾における人格権法の最も顕著な特徴は、その保護範囲が絶えず拡大してきた点にある。

まず、人格法益の保護については、従来、主として財産権侵害の問題として捉えられてきた事案についても、居住の安寧や居住品質に関する人格法益の侵害として保護を認める方向へと展開している。

また、身体権と健康権についても、身体の完全性や生理的機能の毀損という客観的な侵害にとどまらず、身体の自主性、疾病罹患に対する合理的な恐怖や不安、さらには心理的健康といった主観的側面をも保護対象に取り込む方向へと発展している。

さらに、意思決定の自由についても、あらゆる侵害について当然に慰謝料請求が認められるわけではないものの、意思決定の対象が人格法益と密接に関わる場合、又は暴力、強迫により意思決定の自由が重大な侵害を受けた場合には、一定の範囲において、精神的苦痛を理由とする慰謝料請求が認められ得る。

氏名権と肖像権の財産的側面については、その一身専属的性質から、権利それ自体を譲渡することはできないものの、氏名や肖像等の人格的特徴を他人に商業的に利用させることは可能であり、その利用許諾にいかなる法的効力を認めるべきかが重要な課題となっている。

注

- 1) 台湾の憲法判断に相当
- 2) 陳水扁
- 3) 違憲性の比較法的説明に関しては、王澤鑑（2015年）『侵權行為法』160頁を参照。
- 4) 本件憲法法庭判決の評釈に関しては、陳忠五（2022年）「強制道歉是否為回復名譽的『適當處分』」月旦法學雜誌324期192-210頁、張譯文（2023年）「論民事強制道歉的違憲審查」台大法學論叢52卷3期889-927頁を参照。
- 5) 陳謝、謝罪
- 6) 騒音汚染の損害賠償責任に関しては、陳聰富（2008年）「環境污染責任之違法性判斷」『侵權違法性與損害賠償』所収73-119頁を参照。
- 7) 最高法院110年度台上字第50号判決。本判決に賛成し、身体健康権の保護をできる限り拡大すべきと主張するものに関しては、陳忠五（2022年）「認真看待身體健康權——最高法院110年度台上字第50號民事判決（RCA案）簡析」台灣法律人第11期178-187頁、陳忠五（2020年）「重新思考身體健康權——RCA毒物污染事件引發的疑慮」月旦法學雜誌第306期6-28頁を参照。
- 8) 高等法院87重上国第1号判決
- 9) 高等法院103消上第1号判決
- 10) 高等法院104重上第505号判決

- 11) 高等法院 106 年消上字第 13 号判決
- 12) 最高法院 107 年度台上字第 3 号判決。本件の評釈に関しては、吳志正（2019 年）「新型人身損害概念——從最高法院 107 年度台上字第 3 號民事判決『戴奧辛污染案』談起」裁判時報第 84 號 27-39 頁を参照。
- 13) 最高法院 111 台上第 176 号判決
- 14) 最高法院 106 年度台上字第 1852 号判決の原審裁判所見解
- 15) 高等法院 100 上易第 438 号判決
- 16) 高等法院 103 上易字第 550 号判決
- 17) 高等法院 109 上易第 296 号判決
- 18) 高等法院 107 上易第 636 号判決
- 19) 高等法院 106 重上第 433 号判決
- 20) 最高法院 81 台上第 2462 号判決
- 21) 高等法院 109 訴易第 89 号判決
- 22) 花蓮地方法院 96 年度訴第 200 号判決、台北地方法院 108 年度訴第 527 号判決

参考文献

- 戴修讚（1978 年）『民法債編總論（第二章）』150-152 頁
胡長清（1964 年）『中國民法債編總論』130-132 頁
鄭玉波（1983 年）『民法債編總論』149 頁
王伯琦（1997 年）『民法債編總論』73 頁
陳聰富（2023 年）『侵權行為法原理』63-130 頁、502-505 頁
王澤鑑（2013 年）『人格權法』131 頁、311 頁、350 頁、526-527 頁
吳志正（2009 年）「次細胞層級之人身損害初探——兼評台灣高等法院 87 年度重上國字第 1 號民事判決」東吳法律學報 20 卷 3 期 191-225 頁
詹森林（1998 年）「自由權之侵害與非財產上之損害賠償」『民事法理與判決研究』所収 275-280 頁
史尚寬（1983 年）『債法總論』143 頁、211 頁
孫森焱（2020 年）『民法債編總論上』220 頁
王怡蘋（2023 年）「人格權經濟利益之法制建構」台大法學論叢 52 卷 1 期 134 頁、141 頁、147-149 頁、155 頁